

令和8年6月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年5月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	6(4)
職員等	1(0)
計	7(5)

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	1
その他	0
計	7

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の特別支援学級の運用が不適切である。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、事実が認められたため、当該校の管理職を指導したとの報告を受けた。
② ある県立学校の職員が、授業中にハラスメント発言を行った。	調査の結果、一部配慮に欠ける発言であったため、校長から当該職員に対して指導を行った。
③ ある県立学校の運動部外部コーチが、過去に不適切な言動を行っていたことを現在の所属長が把握していない。	調査中
④ ある所属の職員が上司との会話において心理的負担を感じている。	調査の結果、本人の状況及び意向を踏まえた対応を検討している状況にあった。
⑤ ある県立学校の運動部顧問が、不適切な指導を行っている。	通報内容は匿名であり、具体的な内容が確認できなかったが、校長から当該職員に対して、行動等に気を付けるよう指導を行った。
⑥ ある県立学校の職員が生徒に対して不適切な言動を行った。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、校長から当該職員に対して指導を行った。
⑦ ある中学校の部活動において、適切な休養日を設定せず活動している。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 6 ②③④⑤⑥⑦

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1 ⑤
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1 ④
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①②⑥
(3)調査を継続中としたもの	2 ③⑦
(4)不受理としたもの	